

Title	江戸幕府のキリシタン禁教政策と教会財政
Sub Title	On the Edo Shogunate's policy of suppressing Christianity and of putting pressure on the finances of the church
Author	高瀬 弘一郎(Takase, Koichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1975
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.47, No.1/2 (1975. 12) ,p.15- 33
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19751200-0015

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

江戸幕府のキリシタン禁教政策と教会財政

高瀬 弘 一 郎

江戸幕府は一六一二年以後キリシタン禁教の政策を打出し、その後年を追って禁教・迫害が強化されていった。このように幕府が禁教政策を進めていった過程で、キリシタン教会の財政に対してどのような手が打たれたのか、考えてみたい。経済面から教会を締付けることは、これに大きな打撃を与えることが出来、禁教政策を効果的に行う手段であったと言えよう。そこで、この経済的にキリシタン教会に打撃を加える政策が、何時からどのように行われていったか。そしてそのことは、幕府の対外政策の推移の上でいかなる意味を持つものなのか、といった問題をとり上げてみたい。

このことを考える前提として、キリシタン教会は当時どのような収入源で布教資金をまかなっていたのかを明らかにしておかなければならない。この点については、日本イエズス会はスペイン・ポルトガル国王やローマ教皇から支給されたかね、内外に所有していた不動産からの収入、喜捨等いろいろな収入があったが、中でも最も重要なものは貿易収入であった。日本イエズス会の商業活動は多岐にわたるものであったが、その主要な部分はマカオ・日本間の生糸貿易であった。この日本イエズス会の貿易は、一五五〇年代後半に開始され、その仕法や貿易額等は時期によって変るが、終始これが主要な収入源であったことには変わりなく、殊は一五六〇年代・一五七〇年代の、布教組織の規模が比較的小さかった当時は、

この貿易利益によって毎年の経費をまかなった許りか、更にその余剰金を蓄積して歴大な資産をこしらえている程である。その後、一五八〇年以後はキリシタン教会の規模が急速に拡大し、経費もかさむようになったので、いささか事情が変って来るが、それでもこの貿易収入は、年間経費の三分の二かそれ以上をまかなうことが出来る、教会にとって非常に重要な収入源であったことは確かである。⁽¹⁾

二

そこで、江戸幕府が経済面からイエズス会を締付けようとするなら、この貿易収入の道を絶つのが最も効果的な手段であった筈である。

ところで、幕府の貿易政策の内に、キリシタン対策の意図を読みとろうとした恐らく最初の見解は、山脇悌二郎氏によって示された。即ち、山脇氏は糸割符制度を設定した狙いの一つに、教会の財源を封じようという意図が秘められていたのではないか、との注目すべき見解を出された。⁽²⁾ このような考え方は、幕府の貿易政策の中に、貿易収入を主な財源としていた日本イエズス会に対する経済的締付けを図る幕府の意図を読みとろうとした点、確かに示唆にとみ注目すべき見方ではあるが、しかし糸割符の制定にこのようなキリシタン対策の狙いがあったかという点、そのように考えるのはどうしても無理である。理由は、イエズス会が従来から行なって来た生糸貿易が、糸割符制定と共に規制され、教会が経済的に打撃を受けることになったという事実がないからである。即ち、糸割符制度がキリシタン教会の貿易活動に何らかの影響を与えたといったようなことは、全く認められない。

また一六〇九年夏に渡来したノッサ・セニョーラ・ダ・グラッサ号に対して、長崎奉行長谷川左兵衛が船に監視の者を送って凡ての商品の目録を作ろうとしたり、商品の陸揚げ後にそれを逐一調べて、家康のためと称して望み通りの価格で

希望の品を買上げてしまい、このためポルトガル人は甚大な損害を蒙った、という出来事が生じたが、この事件と糸割符法とを結びつけ、この時奉行のとった措置は糸割符制度を完全に実施しようとしたものであり、その後は、ポルトガル船のもたらす生糸は凡て糸割符商人に売られるようになった許りか、イエズス会士がポルトガル商人と日本側の間の仲介・斡旋者として生糸取引に介入することもなくなった、というような考え方も一部で行われている。もしもこのような考え方に立てば、糸割符仕法は矢張り日本イエズス会に経済的打撃を与えるものであった、ということになる。しかしこのような見方は、ノッサ・セニョーラ・ダ・グラッサ号に対してとられた強硬措置が、引つづき同事件後のポルトガル貿易にもそのまま行われたということが明らかにされた上で、はじめて成り立つものであるが、この点の裏付けを欠いていると言わなければならない。私は、この時日本側がとった貿易仕法はあくまでこの船に対してのみとられた一回限りのことであり、これ以前も、またその後もしばらくの間は、ポルトガル貿易は自由貿易⁽³⁾を基調とするものであったと考える。ノッサ・セニョーラ・ダ・グラッサ号に対して奉行がとった「押買い」的な強硬措置が、その後一六二二年以後の取引でも引つづき行われた、ということを立て出来るような史料は、私はまだ見ていない。そしてこのことに関連して、イエズス会の生糸貿易がその後幕府から規制を受けて不自由になり、そのために経済的に打撃を蒙った、といった事実もない。

同事件後の日葡関係、及びそこにおけるイエズス会士の立場等がどのようなものであったかは、次に挙げるいくつかの史料によってその大凡のところを知ることが出来る。

一六一二年十月十日付長崎発、司教セルケイラのイエズス会総会長宛ての書翰には次のように記述されている。

「長崎は国王に直属しているにも拘らず、キリスト教徒達の都市であり、特権を与えられており、昔から国王の勅令が与えられている、といった事その他の理由により、そして中でも主な理由はポルトガル人と貿易を行なっているからであるが、キリスト教界にも、修道士や原住民司祭のカーザや教会にも、何ら変化はなかつた。⁽⁴⁾」

既に禁教政策を打出した後でありながら、幕府はポルトガル貿易を望む余り、長崎の教界を黙認していたことが判る。一六一二年に貿易が再開された直後の教会の経済状態については、一六一三年三月十日付長崎発、ロドリゲス・ジラの総会長宛ての書翰に次のように記述されている。

「(去るモンスーンで)ポルトガル人のナウ船その他何艘かの貿易船が渡来したことにより、イエズス会やキリスト教界の事情は、過去よりも、亦将来はこうなりはしないかと以前に危惧していたよりも良い状態になり、大きな安らぎをえた⁽⁵⁾。」事件以後はイエズス会の貿易活動に対する規制が徹底し、収入の道が封ぜられた、といったような様子は少しもうかがない。

禁教令発布後も、幕府がポルトガル貿易に対する思惑から長崎の教会を温存したことは、一六一四年九月十六日付日本発、ルセナの総会長宛ての書翰によって一層はつきりする。

「われわれイエズス会士がマカオに立去ることを、この左兵衛は望んでいなかった。むしろわれわれを当地に置いて、われわれの力をかりてナウ船の日本貿易を続けたいと願っていた。それは彼にとって膨大な利益になるからである。⁽⁶⁾」

ルセナはこのように述べ、そして更に、長崎奉行の左兵衛がイエズス会士やイエズス会と関係のある長崎の乙名達^{ウオトナス}のことを良く言い、何人かのパードレとイルマンが当地にとどまれるよう出来るだけの尽力をする、と語ったこと。これらの乙名が、何人かのイエズス会パードレの長崎滞在を認めてほしい旨要請したのに応じて、早速家康の側室になっている自分の妹と重臣達に書送ってこの件を依頼したこと。彼が要請してくれた以上、容易に少く共四、五人のイエズス会士の滞在が許されるものと期待出来ること。そしてポルトガル船のカピタンの訪問を受けた返礼に、同船に彼をたずねるなど、これと友好的に交わったこと、等を記述している⁽⁷⁾。

即ち、ポルトガル貿易の続行を日本側が強く希望していたこと、そしてそこにイエズス会士が深く関係していて、ポル

トガル人との取引をスムーズに進めるにはこれの協力をとりつける必要があった、という従来からのポルトガル貿易の実情は、この時になっても一向に変わっていないということが判る。

同様のことは、一六一六年三月十八日付長崎発、スピノラの総会長宛ての書翰からもうかがうことが出来る。

「長崎において、われわれの上に新しい迫害が起ることはないとの期待、否殆んどその確信がある、ということをし述べたい。何故なら、国王の凡ての役人は当市を維持したいと望んでいる。その貿易によって彼等は富を得ているからである。」⁽⁸⁾

その上一六一八年四月六日付マカオ発、フランシスコ・ピレスの総会長補佐宛ての書翰には次のように記述されている。

「この手紙を認めた後の十月二十六日⁽⁹⁾に、日本から当地にガリオタ船が一艘着き、それがもたらした朗報がわれわれ及び当地全体を喜ばせた。即ち、ナウ船が逆風にも拘らず、長崎湾口で待機していた三艘のオランダ船から奇跡的に逃れて日本に安着した。その儲けは永年の間で最高であった。そしてこのナウ船と、同じく長崎から来た二艘の船が四〇〇、〇〇〇クルザド以上をもたらした。主がこのナウ船を安着させ給うたことにより、当地は蒙っていた多くの損失を回復することが出来た。」⁽¹⁰⁾

ポルトガル船の貿易額についてはまだ言及出来る段階ではないので、右の記事に見えている四〇〇、〇〇〇クルザド以上という金額について、ここで問題にすることは控えるが、この史料によって、ポルトガル側が一六一七年の航海によって永年の間で最高の利益を上げることが出来たこと。日本側の規制措置によって利益が減じたというような認識は持っていなかった、ということと言える。

更にその翌年の一六一八年には、前年よりもはるかに大きな売上高に達した。一六一九年一月十日付マカオ発、ピレスの書翰に次のように記述されている。

「今年日本にパタシヨ船一艘とガリオタ船三艘が安着した。(中略)そして十月末に大凡七〇〇、〇〇〇タエルを積んで戻って来た。というのは当地で九〇乃至一一〇(タエルのことか——引用者)の価であった生糸が、日本で最も安く二八〇で売れ、他は三一五に達した。その他の商品も莫大な儲けがあった。これによって当市は立ち直ることが出来、このコレジオに多額の喜捨が行われた。」⁽¹¹⁾

ポルトガル人は一六一七年・一六一八年と二年つづけて異例な程有利な取引が出来、歴大な利益を上げたことが明らかになる。

このように見てくると、ノッサ・セニョーラ・ダ・グラッサ号事件後も、そして亦禁教令発布後も、日葡関係とそこにおけるイエズス会士の役割は、以前と基本的には同じであったということが判り、この事件を境にして彼我の力関係が一変し、日本側に有利な取引の仕方になった許りか、イエズス会士が貿易の場から排除された、というような考え方は根拠のないものだと言わなければならない。

三

そこで、ノッサ・セニョーラ・ダ・グラッサ号事件以後も引つづき自由取引を基調にしたポルトガル貿易が行われ、従ってイエズス会の貿易活動も何ら規制を受けることなしに行われたとすると、このような自由貿易とそれに基づくイエズス会の貿易活動が何時迄つづいたかが問題になる。この点に入る前に、まず十七世紀に入ってからのイエズス会の生糸貿易の仕法を明らかにしておかなければならない。

一六一〇年代におけるイエズス会の生糸貿易の仕法については、ヴァレンティン・カルヴァーリョの「弁駁書」(一六一七年)が重要な史料であるが、そこには次のように記述されている。

「当市（マカオのこと——引用者）の市民によって許され、そしてわれわれの主君国王によって承認された五〇ピコの生糸は、アルマサンの係員達が日本でわれわれに渡す。これは当マカオ市民の代表達の命令と好意によるものである。代表は自分達の代理人に覚書を与えてこのような恩恵を与えている。われわれはパンカダ価格に基づいて運賃と税金を支払う。——尤も当初はパードレ・アレッサンドロが言うように取りきめられていたが。この生糸をわれわれは直に売ることはず、ナウ船が出帆してから、カーザの外の世俗の人々を介して売りに出す。パードレ・フライ・セバステアン（イエズス会士を批判した文書を發表したフランシスコ会士——引用者）が事実をよく知らないで記述している如く、長崎の教会又はその他のイエズス会の建物で売ることがはしていい。更にわれわれは、ナウ船が出帆する以前に、何ピコかの生糸をパンカダ価格より高値で売ることが時々ある。丁度パンカダに拘束されずに生糸を所有している他のすべての人々がパンカダ価格より高値で売るように。というのは、パンカダ価格は通常最高値と最低値の中をとった適当な価格だからである。」⁽¹²⁾

このカルヴァーリヨの記録から、当時の日本イエズス会の生糸貿易がどのように行われていたか、その大凡をうかがい知ることが出来る。即ち、マカオのポルトガル人はアルマサンの組織を通して対日貿易を行っていたが、このアルマサンは日本にもたらした生糸の中から五〇ピコを日本でイエズス会に譲る。イエズス会はその生糸について、アルマサンが大部分の生糸を日本側に一括して売渡すパンカダ価格に基づいて、ナウ船のカピタンに運賃を、マカオ市へは税金を支払う。⁽¹³⁾そしてイエズス会はこの生糸を、他のアルマサンの生糸とは別途に、独自の販売ルートを通してパンカダ価格——パンカダ価格は通常最高値と最低値の中をとった値段であった——より高値で売りに出した。カルヴァーリヨは、このようにパンカダの外で販売するのは、時々、何ピコかの生糸について行うにすぎないかのように記しているが、しかしそれはナウ船出帆以前についてのことであって、それ以後に売る場合は当然凡てパンカダ外の取引であり、要するに日本イエズス会は、この有利な販売法により、恐らく割当て分の生糸の大部分を売捌いたものと思う。そしてこの五〇ピコという生

糸の量については、それ以上の生糸が日本で譲渡されることがあったということも、同じく「弁駁書」に記述されている。⁽¹⁴⁾ 要するに右のカルヴァーリヨの記事から明らかになる重要な点は、その頃の日本イエズス会の生糸貿易は、アルマサンが日本にもたらした生糸の一部を現物で譲ってもらい、それを独自の販売ルートで別途にパンカダ価格より高値で売って大きな利益を上げていた、という点である。

このようなイエズス会の取引は、一六二〇年頃にも行われていた。即ち、一六二〇年二月十日付マカオ発、ヴィエイラ外七人が連署した総会長宛ての文書に、「われわれはこの生糸をアルマサンの外で売る自由を有している——即ち他の人々より高値で生糸を売っているにも拘らず……⁽¹⁵⁾」と記述されているところから、このことは明らかである。

ところが、これが一六三五年のイエズス会関係の一文書には次のように記述されている。

「日本管区が曾てパンカダの外で生糸を売って得ていた利益は非常に大きく、資金を二倍にするものであった。即ち二〇、〇〇〇パタカで以って二〇、〇〇〇パタカの利益を上げていた。そして一〇、〇〇〇を経費に費しても尚一〇、〇〇〇残り、海上で失われた場合などの救済に充てることが出来た。しかし乍ら、管区はパンカダ外で生糸を売る特権を失ったので、それにもなつて管区が経済的に依存していたオリブ畑を失ってしまい、利益は減少し、曾ては一三〇乃至一三〇パーセントの利益を上げていたものが、現在では辛うじて三〇パーセント、うまくいって多い時でも四〇パーセントにすぎず……⁽¹⁶⁾」

イエズス会が生糸をパンカダの外で販売することが出来た当時は、一二〇乃至一三〇パーセントの利益を上げることが出来たが、そのような特権を失つてからは利益が激減したことが強調されている。この、以前は一三〇乃至一三〇パーセントの利益を上げていたものが、特権を失つてからというものは一三〇乃至四〇パーセントに減少してしまつた、という数字自体は、いささか誇張のあとが感じられるが、しかしこの文書が記述された一六三五年当時は、日本イエズス会

は自分の生糸をパンカダの外で高値で販売出来るという特権を失ってしまったこと、そしてそのために重大な経済的打撃を受けたことが明らかになる。一六二〇年頃にはまだそのような特権を握っていたものが、一六三五年にはそれを失っていたということが判る。即ち、この間に、キリシタン教会に対する経済的締付けを狙った幕府によるポルトガル貿易への干渉が行われたことが予想出来る。

四

この点に関し、一六二六年二月二十四日付日本発、コーロスの総会長補佐宛ての書翰に次のように記述されている。

「マカオからは、貿易に関して船が直接長崎に渡来することが出来る。しかし今年ポルトガル人に対して加えられた横柄で迷惑な措置が余りにひどく、そして異例であったので、まるでポルトガルの方から愛想を尽かして日本渡来を止めるように仕向けていると思える程である。彼等は何日か前に、ポルトガル人が日本からもたらす物は凡て調べる、と通告して来た。それ故、ポルトガル人がわれわれの書翰を運ぶために、われわれは工夫を凝らさなければならぬ。

権六はマカオ市のカピタンと代理人に対し、インド人水夫や従僕に至る迄、搭乗して来た者全員を証明する市参事会員の署名した名簿を持たずに、一艘たりとマカオから日本に渡来してはならない。亦当地に到着後は、何人もこの名簿によつて登録せずに上陸することを許さない。帰航に当つても同じような手続きをしなければならぬ、と嚴重に通告した。亦彼は彼等に対して、仮令貿易に関するものであつても、パードレ達のものは何であれマカオから日本にもたらしてはならない、と命じた。このような措置は、われわれの生存を妨げようとの狙いからだと思われ¹⁷⁾。」

この史料によつて、右の日付の何日か前に、長崎奉行長谷川権六からポルトガル側に対し、新たにポルトガル船に対して強い規制措置をとる旨通告されたことが判る。そしてこの新しい措置は主として次の三つから成っている。

一、ポルトガル人が日本から持出すものは凡てあらためること。
二、ポルトガル船の渡来に当っては、搭乗者全員の名簿を必ず持参し、登録せずに何人も上陸してはならないこと。
帰航の際も同じ手続きをとること。

三、パードレのものは、貿易品であれ何であれ、一切マカオからもたらしてはならないこと。

この三項の内容を見て、その狙いとするところがキリシタン対策にあったことは言う迄もない。即ち、日本の教会と国外の教会やイエズス会本部との連絡をたち、宣教師の潜入を阻止し、そして教会を経済的に締付けようという意図をそこにはっきり読みとることが出来る。

同じことは、一六二六年十一月二十一日付マカオ発、ジョアン・ロドリゲスの総会長宛ての書翰にも記述されている。「ポルトガル人の貿易船に非常に厳しい措置がとられた。彼等は搭載されている商品の箱・包み・梱その他凡てを開けた。パードレやキリスト教界の關係のものがなくか調べるためであった。そして貿易を全面的に断絶し、貿易船を漂流船として没収し、そこに搭乗している凡ての人々を、日本の法を犯して国内に潜伏している司祭達を助けに来た者だとして処罰しようという狙いであった。しかし主のご加護により何も発見されなかった。何故なら、既に当地からその点用心して送られたからである。しかし、あらためて厳しい法律が制定された。即ち、マカオから、定航の貿易船によって教会聖職者のもの・ミサの葡萄酒・キリスト教徒宛ての書翰その他のものを送ってはならない、というものであって、違反したら船を焼き、乗員を殺し、貿易を永久に絶つという罰に処す旨定められた。」⁽¹⁸⁾

即ち、前引一六二六年二月二十四日付コロスの書翰に記述されている奉行権六の通告通り、一六二六年に渡来したポルトガル船に対して、一切の積荷の検査が行われ、教会關係の品物がなく取調べが行われたこと、そして更に、今後教会關係の物資や書翰を日本にもたらすことを嚴重に禁止する旨、ポルトガル側に申渡したことが判る。

一六二七年三月三十一日付マカオ発の一六二六年年報にもこの新しい措置について記述されている。

「ポルトガル人の貿易船が長崎に着くや、投錨する前に奉行の権六がそれらの船に乗込み（今迄にどの奉行もそのようなことをしたことはなかった）、法を犯して搭乗して来た者や品物がなにか凡て調べた。このようにしてその悪辣な狙いを実行し始めた。搭載しているものを凡て目録にした後も、何日間か彼は陸揚げを許さなかった。（中略）

ポルトガル人に対して、今年も昨年以上に苦しめた。何故なら商品を売る手段を彼等から奪ってしまったからである。というのは、ポルトガル人がその協力をえてうまく取引をしてきたようなキリスト教徒達が、取引をしたり交渉をしたりすることが出来なくなったからである。積荷を陸揚げする時には、極めて嚴重な措置がとられ、商品の箱・机その他、修道士のためにもたらされたものはないか調べるために、開けられないものはなかった。⁽¹⁹⁾」

これらの史料によって、幕府は一六二六年以後、ポルトガル船に対して人的・物的の両方から規制する措置をとったことが明らかにされる。そしてその目的が教会対策にあったこと、しかもその主な狙いの一つが、経済面から教会活動を封じようとしたものであったことは明白である。そして右の年報の記事は、単に商品が宣教師の手に渡るのを阻止するだけでなく、従来から教会とのつながりを利用してポルトガル貿易に関係し、ポルトガル商人に融資をしたり、これから優先的に買付けをしたり、更にはイエズス会が国内で生糸を販売する商業ルートを作っていたと考えられるような信徒の商人が、貿易に関与するのを阻止する措置をとったことも明らかにしている。そして従来からポルトガル貿易の仲介的な立場にあった教会関係者の存在を一切排除し、奉行自らがポルトガル船に乗込んで乗員と船載品の取調べを行うことになっただけであるが、その場合トマス荒木など転び伴天連が奉行に同行してこれに協力したようである。

例えば一六二五年十月三十日付日本発、コーロスの総会長補佐宛ての書翰に次のように記述されている。

「ガリオタ船が着くと、彼（長崎奉行のこと——引用者）は自ら、背教した教区司祭を連れて赴き、マカオの名簿に基づい

て一人づつ全員を調べた。⁽²⁰⁾」

右のコーロスの書翰から判るように、ポルトガル船に対する人的・物的規制の内、人的規制の方は、実は一步先に断行されていた。即ち、この一六二五年十月三十日付のコーロスの書翰には、「彼（長崎奉行のこと——引用者）は昨年マカオの市参事会員に対し、マカオから日本に渡来する凡ての貿易船について、従僕に至る迄一人のこらず搭乗者全員の名前と人数を記した参事会員全員の署名した名簿を送って来るように通告させた。⁽²¹⁾」と記述されている。このように、一六二四年にはポルトガル船の搭乗者に対する規制措置が打出されたが、その翌年の一六二五年十月三十日付マカオ発、ジェロニモ・ロドリゲスの総会長補佐宛ての書翰には、「日本の諸事情は尚非常に不安定である。われわれは新たに宣教師を送込むことに尽力している。全員がそれを志願している。しかし乍ら、経験によって判るように、キリスト教界に更に大きな難儀が降りかかる危険が大きいし、亦当市や貿易にも何か災難が生ずる恐れがあるので、われわれは非常に用心深く行動しなければならぬ。⁽²²⁾」とあり、キリスト教界にとってより大きな難儀が降りかかる危険が大きいということと、マカオ市と貿易にとって何らかの災難が起る恐れがある、ということを危惧している。そしてこのロドリゲスが危惧した通り、一六二六年に前述のような経済的に教会を締付けることを狙いの一つとした、ポルトガル船の積荷に対する規制が断行された。

狙いは違ったかも知れないが、長崎奉行がポルトガル船に対してこのような強硬措置をとろうとした前例としては、前に述べたように一六〇九年に渡来したノッサ・セニョーラ・ダ・グラッサ号の場合があった。この時はポルトガル側が強く抵抗し、そして結局幕府側もこれと妥協して自由貿易の復活という形で一六一二年に貿易を再開せざるをえなかった。⁽²³⁾それが一六二六年には、ポルトガル船に対する規制が抵抗もなしに行われたわけであるが、それを可能にした背景について考えてみたい。

第一には、オランダ・イギリス側からの働きかけが効を奏したということもあって、ここ数年来、幕府がキリシタン取締りを強化して来たことが挙げられる。即ち、一六二〇年オランダ・イギリス両国商館員が、カトリック布教と植民地獲得が不可分であることを力説した上申書を幕府に提出した。同年平山常陳事件が勃発し、これがきっかけとなって大勢の信徒と宣教師が処刑された。一六二三年にはポルトガル人の日本居住禁止・日本人のマニラ渡航禁止・キリスト教徒の海外渡航禁止・日本船がポルトガル人航海士を雇傭することの禁・ポルトガル人の日本再来は許すが、従来宿泊した家やキリスト教徒の家に宿泊することを禁止する、等の制限措置が講ぜられた。そして一六二四年にはルソンとの通交断絶⁽²⁴⁾。——このように数年来強化されて来たキリシタン取締り政策の一環として、一六二六年にポルトガル船に対する規制措置がとられたと言える。亦同時に厳しいキリシタン取締りが行われて来たために、イエズス会士がポルトガル貿易の仲介者として大きな発言力を持つという面も段々制約されてゆき、貿易の場面に宣教師が関与することを一切排除して、これを経済的に封鎖することが可能な条件が熟した、ということも出来よう。

第二に、一六一〇年代以後シナ船による生糸輸入量が相当な額に上ったことが挙げられる⁽²⁵⁾。亦オランダ人が一六二四年台湾に対日貿易の仲継基地を獲得してその基盤を確立したことも、幕府がポルトガル船に対して強い規制措置をとることが出来た背景として、考慮に入れなければならないであろう。

第三に、一六二〇年代も半ばになると、既に日本人商人によるポルトガル船への投資がかなりな規模で行われていたことが考えられる⁽²⁶⁾。そしてこのことはそのまま日本とマカオの間の力関係につながることであって、これなども一六二六年の措置を可能にした事情の一つと言えよう。

五

ところで一六二六年以後のポルトガル貿易であるが、ポルトガル船の積荷に対する取調べは嚴重を極めている。例えば、一六三二年十一月四日付日本発、ベネディクト・フェルナンデスの総會長宛ての書翰には次のように記述されている。

「今年パードレ・セバスタンが奇跡的にこの諸島に渡来したことによって、私は一六二八年と一六二九年の猊下の書翰を受取った。これは全く予期しないことであった。何故ならこの日本全土でわれわれに対する迫害に努力が払われているので、マカオからの貿易船に搭載されて来る積荷に対する取調べは非常に厳しく、手紙を隠して持って来るのは危険なことだからである。というのは、その一通でも長崎を統治する者の知るところとなれば、マカオ貿易は絶たれてしまうからである。」⁽²⁷⁾

ここでは特にローマから送られて来た書翰のことを問題にしているが、取調べが手紙のみについて行われたものでなかったことは言う迄もなく、この頃になると、も早イエズス会が長崎でポルトガル船から生糸を譲りうけて、独自に販売するなどということは、到底望みえない状態になっていたと言わねばならない。寛永十年（一六三三年）鎖国令の中の「異国船二つみ来り候白糸直段を立候而不残五ヶ所へ割符可仕之事」（『徳川禁令考』）の規定は、シナ船・オランダ船が五ヶ所糸割符仲間の支配に従属させられてゆく過程の中でとらえるべきものではあるが、一面これを教会対策という観点からみれば、一六二六年以来とられてきたイエズス会の経済活動を封じようという政策を、更に別の角度から再確認・補強したものだとも言えよう。そして、ここに来れば糸割符制度に教会対策の機能も認められるわけであるが、しかしそうだからと言って、そのような狙いで以って糸割符を制定したとは考えられないということは前に述べた通りである。先に引用した一六三五年のイエズス会史料に見える「日本管区はパンカダ外で生糸を売る特権を失ったので、それにもなつて、管区が経済的に依存していたオリブ畑を失ってしまい、利益は減少し……」という記述は、まさにこの一六二六年以後のポルトガル貿易及びイエズス会の貿易活動の実情を伝えているものと言えよう。尤も右の文書からも明らかのように、こ

の頃になっても日本イエズス会は依然として貿易収入を得ている。これは、パンカダ外で独自に有利な取引をする道は絶たれたとはいっても、尚ポルトガル側が一括取引によって生糸を売ったその利益の中から配当金を受取るという道は残されていたし、更に、金など嵩張らず隠しやすい品を取扱ったことによるものである⁽²⁸⁾。しかしこの一六二六年の措置が、既に迫害によってかなりな痛手を蒙っていた日本イエズス会に対して、更に追討ちをかけるものであったことは間違いない。

亦このことは、ポルトガル貿易を希望する余り、どうしてもイエズス会士やキリスト教徒の活動を見のがす面があった従来の幕府の対ポルトガル・教会政策を転換することでもあり、ポルトガル貿易を犠牲にしても教会勢力を一掃しようという決意の表明と見てよいと思う。

註

- (1) 高瀬「キリシタン教会の貿易収入額について」(『社会経済史学』四〇巻一号)。
 - (2) 山脇悌二郎『近世日中貿易史の研究』吉川弘文館、一九六〇年、八六〜九〇頁。
 - (3) 当時のポルトガル貿易のことを自由貿易と呼ぶのは、一、ポルトガル船は入港地を自由に選択出来た。(尤もこの点は、ポルトガル人は自分達の思惑で入港地を長崎一港に定めていた)。
 - 二、ポルトガル人は取引の相手を事実上、自由に選択することが出来た。三、ポルトガル人は日本側と対等の立場で価格の交渉をすることが出来た。以上三点が原則として保障されていたと考えるからである。
- (4) Archivum Romanum Societatis Iesu, Jap. Sin. 21-1, f. 253v.
 - (5) Jap. Sin. 15-II, f. 253.
 - (6) Jap. Sin. 16-1, f. 76.
 - (7) Jap. Sin. 16-1, f. 76, 76v.
 - (8) Jap. Sin. 36, f. 180.
 - (9) この文書は、一六一七年十月十二日付の書翰の後に、一六一八年四月六日付の追書が記されている。ここで引用した箇所は、この追書の冒頭の部分である。
 - (10) Jap. Sin. 17, ff. 135v, 136.
 - (11) Jap. Sin. 17, f. 216.
 - (12) Valentim Carvalho, Apologia e reposta a hum

tratado feito pello P.^e Frei Sebastião de S. Pedro da Ordem de S. Fr.^{co} q. se intitula recopilção das causas por q. o Emperador de Japão desterrou de seus reynos todos os padres, núm. 34, Biblioteca Nazionale Centrale Vittorio Emanuele II, Fondo Gesuitico, 1469.

(13) 運賃と税金は夫々生糸の売上高の一〇パーセントと三パーセントであった。(高瀬、前掲報告、五頁)。

(14) V. Carvalho, op. cit., núm. 34.

(15) Jap. Sin. 45-1, f. 235.

(16) Biblioteca da Ajuda, 49-V-11, f. 491v. (東大史料編纂所架蔵の複製写真による)。

(17) Jap. Sin. 37, f. 233v. (Josephus Franciscus Schütte, Introductio ad Historiam Societatis Jesu in Japonia, Romae, 1968, p. 249.)

(18) Jap. Sin. 18-1, f. 71.

(19) Jap. Sin. 63, ff. 54v, 71v. この一六二六年年報は Lettere annue del Giappone degl'anni MDCXXV, MDCXXVI, MDCXXVII, Roma, MDCXXXII. にイタリア語訳が収録されており、ここで引用した箇所はその一九一・二一一・二一二頁である。しかしこのイタリア語訳は逐語訳とは言えず、大意を追ったにすぎない所も多く見られるので、史料として利用するにはどうしても原文に溯る必要がある。

(20) Jap. Sin. 37, f. 229v.

(21) Jap. Sin. 37, f. 229v.

(22) Jap. Sin. 18-1, f. 49.

(23) この点については私の「教会史料を通してみた糸割符」『社会経済史学』三七巻五号)一二〇一八頁を参照していただきたい。

(24) 岩生成一「鎖国」(岩波講座『日本歴史 近世2』一九六七年)七八〇八頁。

これに関連して、一六二五年十月三十日付日本発、コーロスの総会長補佐宛て書翰を挙げておきたい。

「この諸島に聖福音の説教者を入れないようにし、そして当地にいる説教者を凡て殺害するための將軍の穿鑿は非常に厳しく、まるで彼は他のことは眼中にないかのように思われる。彼は、このようにして自国においてキリストの法を抹殺し、この法を介し、そして同キリスト教徒達の「助けカ」によって、われわれがこの帝国をスペイン国王に服従させようと狙っている、という自分の危惧が解消出来る、と思っている。このため、一六二二年から今年一六二五年に至る迄、マカオにおいて巡察師がいかに尽力しても、イエズス会士は一人も当地に渡来することが出来ない。この逆風の猛りが鎮らない間は、人の力では何人も渡来出来ないと思われる。

シャム・カンボジア・コチンシナ等に渡航する日本人の船は前以って長崎奉行の前で信仰を棄てない限り、キリスト教徒を乗せて行つてはならない、という法が存在する。このため、利

益に盲目になった大勢の人々が、キリストに背を向けた。毎年船が出帆する前に、同奉行の役人達が、搭乗する人々の中にキリスト教徒がいないか調べるために、その全員を取調べに行く。亦コチンシナに渡航する者は間諜を連れて行き、これが、背教者の中にそこに駐在しているイエズス会士を訪ねたり、これと交渉を持ちたりする者はいないか、福音の法に立返る者はいないかを探る。

亦、渡航先から、その地であらかじめ信仰を棄てない限り、キリスト教徒を連れて来てはならない。当地に妻子を持つ日本人であっても然りである、との禁令が行われている。そしてこれらの船が戻った時に、この点厳しい取調べが行われる。』(Jap. Sin. 37, f. 229.)

亦、これは日本船に対する取締りの強化についてであるが、一六二五年三月十二日付日本発、パシエコの総会長補佐宛て書翰に次のように記述されている。

「叙品をうけたヨーロッパ人や日本人が変装して渡来することのないよう、全面的に門戸を鎖すために、海外に渡航する日本人の船に対し、船に登録されている者以外は、海外に滞在している日本人を何人も船に乗せて来てはいけない旨命じた。さらに、海外からの船が着く下の国々の殿達に対し、船を発見したら何人も上陸させてはならない。全員を名簿につけ、直ちに長崎奉行に通報するように、との指令を送った。』(Jap. Sin. 38, f. 182, 182v.)

江戸幕府のキリシタン禁教政策と教会財政

パシエコは一六二五年十一月十六日付日本発の総会長宛て書翰の中でも次のように記述している。

「異教徒の長崎奉行は、キリスト教徒を脱落させるためにあらゆる策を講じている。今年、海外から渡来した日本人キリスト教徒を全員脱落させた。彼等を捕えたり、彼等が船に積んで来た財を没収することはしなかったが、棄教しようとしなかった一人に対しては、投獄してその財を没収した。さらに、海外から渡来した船に別の船で近付いてはいけない、と命じた。凡ては聖福音の司祭が何人も上陸しないようにするための措置である。そして日本人やヨーロッパ人のパードレが渡来しはしないかをつきとめるために、非常に厳しい穿鑿が行われ、全員が名簿につけられる。』(Jap. Sin. 38, f. 188.)

(25) 岩生成一「近世日支貿易に関する数量的考察」(『史学雑誌』六二卷一一号)九頁。

(26) 一六二七年三月三十一日付マカオ発、一六二六年年報に次のように記述されている。「諸事情がこのような状態になり、信徒の迫害者は、自分達の策謀が望み通りの効果を信徒に及ぼさないのを見て、そこで、多くの人々を常に破滅させずにはおかない一つの策略を考え出した。それは彼等の生活を支えているかねと、そこからの儲けを彼等から奪うこと、精神面で彼等を破滅させるために、物質面でこれを破滅させよう、と決意した。長崎の住民は、通常外国からそこに渡来する貿易船を利用した商業活動に依存して生活している。即ち、貿易船がもたら

す商品を売買する。更に、彼等の中に富裕な人々がおり、外国人から商品を買う以外に、彼等にかねを貸して儲けることもしている。彼等は日本国外に渡航する同国人に対しても同じことをしている。上述の二人の迫害者（長谷川権六と末次平蔵のこと——引用者）はカーザの盗人であり、長崎の住民を困らせる手段をよく知っているので、新任の奉行（水野河内守のこと——引用者）に対して、同市のキリスト教徒を凡て脱落させるには、彼等が日本国外に送ったかねを奪うこと以上に効果的な手段はない、と言ってこれに働きかけた。その金額は二三〇、〇〇〇クルザドに上ったことである。この点で彼等は、キリスト教徒であつて法を棄てない者は、送った銀を凡て目録に記すように。そしてもしも信仰を堅持するならばその銀を凡て没収するが、信仰を棄てた者はそれを全うして儲けを得ることが出来る旨、触れを出させることに合意した。」(Jap. Sin. 63, f. 68v., 69.)

即ち、日本人信徒によるポルトガル船への投資が相当な金額に上つていたことが明らかになると同時に、長崎奉行がキリシタン対策の一環としてこれに干渉を加えて来たことが判る。

一六二六年十月五日付日本発、コーロスの総會長宛ての書翰にもこれに関連した記事が見られるので挙げておく。

「將軍は、自分の寵臣で水野河内という新しい奉行を、今迄奉行であつた権六の代りに長崎に送つて来た。彼は去る六月に到着した。彼の到着により、彼が定めた法律に基づいて同市に

おける迫害の焰が点火された。それはまるで、凡てを破壊し尽してしまおうとしているのではないかと思える程である。彼は凡てのキリスト教徒に対し、貿易のために日本国外に送ったかねの額を目録にして出すよう命じた。というのは、貿易船が着いたら、それに乗って来た人々から、彼等が各人から受取つて運んだ額が判るからである。そして、もしも誰か自分が送つたかねのことを隠したことが露顕したら、直ちに死刑に処せられる定めであつた。殆んど全員がこの命令に従つた。そしてその総額は、二三〇、〇〇〇クルザド以上に上つたことである。

信仰を棄てた者全員にはそのかねを返すが、棄教しない者からはそれを没収する、という定めである。これによって多くの人々の意志が弱くなった。殊に最も富裕な人々がそうであつた。」(Jap. Sin. 37, f. 238. J. F. Schutte, op. cit., pp. 250, 251.)

右の二点の史料の記事は、日本人信徒が海外貿易のために内外の商人に貸付けていた金額が二三〇、〇〇〇クルザドにも上つたことを伝えている。恐らくその内の多くが、ポルトガル人に対する貸付けであつたとみてよいであろう。問題は、この金額がその頃ポルトガルの日本貿易の取引高の中でどの位の割合を占めたかという点であるが、肝心の長崎におけるポルトガル船の売上高について、未だ確言出来る段階ではない。十六世紀の間と一六一〇年代までは、ポルトガル船の年間売上高として

四〇〇、〇〇〇〜八〇〇、〇〇〇クルザド前後の金額が教会史料にいくつか認められるが、生憎一六二〇年代以後については未だ適当な関係記事を見出すことが出来ない。従って一六二六年に日本人信徒が主にポルトガル人に貸付けていた二三〇、〇〇〇クルザドが、その当時のポルトガル船の売上高の中でどの程度の割合であったものか、確かなところは判らないが、相当に大きな比重を占めたことは推測出来よう。

(27) Jap. Sin. 35, f. 184.

(28) 日本イエズス会の貿易活動は生糸のみを扱ったわけではなかった。その他の商品のことについては別の機会にとり上げたい。